

ご注意ください

八王子市消費生活センター

「民事訴訟裁判通達書」と題した架空請求はがきが届いたというご相談が平成29年11月半ばから急増しています。その書面の内容は次のとおりです。

- ・「総合消費料金未納分」について、通信販売契約会社から民事訴訟を起こされた。
- ・期日までに連絡がない場合には、強制執行する。
- ・訴訟の取り下げや、身に覚えがない場合は、書面の電話番号に連絡してほしい。

★この電話番号に電話をかけると、訴訟取り下げ費用等と言って根拠のない多額の金銭を要求されてしまいます。

民事訴訟裁判通達書

訴訟番号（*）*****

現在、貴殿は「総合消費料金未納分」について通信販売契約会社、運営会社から「未だ連絡がない状態」として民事訴訟による訴状が提出されております。

このまま連絡なき場合は、指定裁判所から書類通達後に出廷となり、原告側の主張が全面的に受理され、被告の給与及び同産物、不動産の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行し、「執行証書の交付」を承諾していただきます。

民事訴訟、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて承りますが、こちらの書面は「総合消費者民法特例法」による法務省許可通達書の為、「個人情報保護法」によるお客様からの御連絡をお願い致します。

尚、当局は原告側からの訴訟通達、また訴訟の正当性を確認する権利を行使するものではありません。

訴訟を提起するものではありません。予め、御了承下さい。

※ご連絡なき場合には、本書を勤務先へ輸送させていただきます。

最近、架空請求業者の新しい手口として少額訴訟手続（少額訴訟）を利用し、放置してしまうと欠席裁判となり原告側の言い分通りの判決が出され、実際に訴訟を提起する事例もございます。

万が一、身に覚えがない場合、早急にご連絡下さい。

裁判取り下げ最終期日：通知到達日より5日

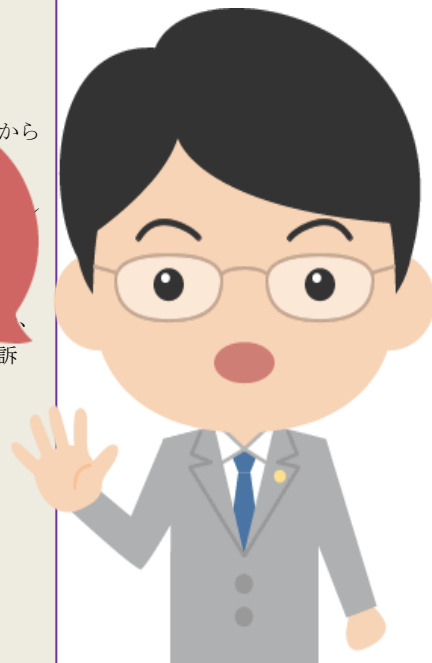
〇〇〇〇株式会社

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇

消費者相談窓口 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

受付時間 平日 9:00~19:00



★ この種のはがきが届いたら、相手への連絡や支払いはせず、
八王子市消費生活センター へ、ご相談ください。
相談専用電話 **042-631-5455**